

以下の作業を行う団体等を募集します。

北上川上流(藤沢地区)堤防除草作業

次のとおり募集します。

令和6年 4月17日

分任支出負担行為担当官
東北地方整備局
岩手河川国道事務所長 近藤 修

1. 募集の概要等

(1) 募集の目的

河川法第99条の趣旨に鑑み、岩手河川国道事務所が管理する北上川水系直轄区間(藤沢地区)において、河川管理施設である堤防の異常箇所を発見を容易にし、かつ植生による被覆等の状態を維持するために堤防除草作業を行うものである。

(2) 履行場所

岩手県一関市藤沢町黄海 地内

(3) 作業内容

別冊仕様書による

(4) 履行期間 契約締結の日の翌日 ～ 令和6年11月29日

(5) 本作業を契約する団体については、2. に示す参加資格要件を有することを証明する資料(別添)をもって審査し、入札の結果、予定価格の範囲内で最低価格者と請負契約する。

2. 参加資格要件

以下の要件を満たすものとする。

- (1) 河川法施行規則第37条の六に規定する河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であり、かつ、当該業務内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。
- (2) 令和04・05・06年度の国土交通省競争参加資格(以下、「全省庁統一資格」という。)における「役務の提供等」の東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者は、競争参加資格の再認定を受けていること。この場合において、競争参加資格確認申請時に、更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写しを提出しなければならない。
- (4) 当該河川において、過去5カ年度以内に同種・類似業務(活動)の実績があること。
 - ・同種業務(活動): 堤防除草作業
 - ・類似業務(活動): 河川敷における除草、清掃作業等
- (5) 河川協力団体においては、河川協力団体指定証における「業務を行う河川の区間」が、本作業の履行場所を包含すること。
- (6) 本募集に関する説明書及び仕様書等の交付を受けた者であること。
- (7) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (8) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (9) 東北地方整備局から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間でないこと。

3. 本契約に関する手続等

(1) 契約に関する担当部局

〒020-0066 岩手県盛岡市上田四丁目2-2
東北地方整備局 岩手河川国道事務所 経理課
電話019-624-3214(直通)

(2) 説明書及び仕様書等の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和6年4月17日（水）から令和6年5月20日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで（ただし、最終日は16時00分まで）。
- ② 交付場所：3（1）. 契約に関する担当部局に同じ。
- ③ 交付方法：手渡し又は郵送等により交付する。
なお、郵送等による場合の費用は希望者の負担とする。

(3) 参加資格要件を有することを証明する資料

- ① 提出期間：令和6年4月17日（水）から令和6年5月7日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで（ただし、最終日は16時00分まで）。
- ② 提出場所：3（1）. 契約に関する担当部局に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期限まで必着。）により提出する。

(4) 業務内容に関する担当部局

〒020-0066 岩手県盛岡市上田四丁目2-2
東北地方整備局 岩手河川国道事務所 河川管理課 河川維持係長
電話019-624-3281(直通)

4 その他

- (1) 手続きにおいては使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成：要
- (3) 支払い：完了精算払いとする。
- (4) 入札方法：入札書には、消費税及び地方消費税相当額を含めないこと。
- (5) 契約保証金：免除
- (6) その他：入札参加者は、別途交付する東北地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、東北地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。